

4 労福第 5 8 2 号  
令和 4 年 1 0 月 3 1 日

愛知県経営者協会  
会 長 大島 卓 様

愛 知 県 労 働 局 長  
(公 印 省 略)

「厳重警戒」での感染防止対策の一部変更について（依頼）

日頃は、本県の労働行政の推進につきまして、御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

本県では、10月1日から「『厳重警戒』での感染防止対策」を呼びかけてまいりましたが、10月28日に「教育活動の実施等に関するガイドライン」が改訂されたことなどを受け、「『厳重警戒』での感染防止対策」を一部変更することといたしました。

つきましては、会員企業に「『厳重警戒』での感染防止対策」について周知し、協力を呼びかけるなど、引き続き、感染拡大の防止に努めていただくようお願いいたします。

<添付文書>

別紙 1 「『厳重警戒』での感染防止対策」の主な変更点

別紙 2 「厳重警戒」での感染防止対策 本文

<県WEBページ掲載箇所>

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-aichi.html>

連絡先 労働福祉課労使関係グループ（福島）  
電 話 0 5 2 - 9 5 4 - 6 3 6 1